

事 案 番 号	17中建審・請第3号審査請求事件			
審 査 請 求 年 月 日	平成17年8月22日			
審 査 請 求 人 住 所	東京都中野区中野五丁目			
審 査 請 求 の 内 容	建築基準法第42条第2項道路指定処分の取消			
処分行(不作為庁)	中野区長			
審 査 請 求 に 係 る 建 築 物	建 築 物 の 敷 地	中野区中野五丁目		
	地 域 ・ 地 区			
	建 築 主 住 所			
	用 途	構 造	造	
	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	階 数	地上 / 地下 /
	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>
建 築 審 査 会 の 処 分 ( 概 要 )				
口 頭 審 査 年 月 日				
請 求 人 の 主 張	<p>中野区長は中野区中野五丁目 番 号及び 号地先の土地を建築基準法第42条第2項道路として指定(昭和50年4月1日告示第24号)したが、同条に基づく一括指定要件に該当しないことから、その処分は違法である。</p> <p>処分年月日不明の指定  昭和25年11月18日東京都告示第957号による指定(*)  昭和50年4月1日中野区告示24号による指定  平成9年12月26日付けの通知による指定</p> <p style="text-align: right;">(*) 平成17年10月12日付の一部修正により追記</p> <p>【本件道に係る過去の審査請求事件】  審査請求(平成10年02月19日)  (請求内容)中野区長が平成9年12月26日付をもって昭和50年4月1日中野区告示24号により指定された建基法42条2項の道路に該当するとした通知を取り消す  裁 決(平成13年02月07日)  認容(当該通知を取り消す。)  再審査請求(平成13年03月08日) 参加人3名  (請求内容)原判決の取り消し  裁 決(平成16年06月28日)  原判決を取消す(本件通知は取消しを求めることができる処分に該当するものではない。)</p>			

<p>処 分 庁 の 弁 明</p>	<p>請求人が東京都知事がなした本件2項道路とした包括指定に対し、特定行政庁たる中野区長に、その年月日不明とする処分の取り消しを求めることは、不適法であることから、却下を求める。</p> <p>本件道は、法第42条第2項が規定する要件の全てを満たしており、本件道を特定行政庁が本件告示により、本件2項道路として包括指定処分したことは、適法、かつ、正当なものであるから、本件審査請求は、棄却されるべきものである。(具体的な弁明内容は略)</p> <p>請求人が本件通知を処分として、中野区長に対し、処分の取り消しを求めることは、根拠がなく、かつ、不適法であることから、却下を求めるものである。(前述の再審査請求に係る裁決結果を受け)</p>
<p>裁 決 年 月 日 及 び 主 文</p>	<p>平成17年11月2日 本件審査請求をいずれも却下する。</p>
<p>裁 決 の 理 由</p>	<p>本件東京都告示は昭和25年になされており、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日を経過してから本件審査請求がなされていることは明らかであるから(請求内容として「処分年月日不明」と記載するものの、先行審査請求事件を通じて本件告示の存在・内容を認識していることは、顕著な事実である)、本件審査請求の 部分 は行政不服審査法14条に定める期間を徒過してなされたものであって、結局不適法なものといわざるを得ない。</p> <p>本件道との関係で本件中野区告示による一括指定に処分性は認められるものの、請求人が遅くとも先行審査請求事件の審査過程で本件中野区告示の存在・内容を認識していることが顕著である以上、結局 部分 についても、行審法14条に定める期間を徒過してなされたもので、不適法といわざるを得ない。</p> <p>本件通知に関しては、先行審査請求にかかる再審査請求事件において国土交通大臣により平成16年6月28日に裁決がなされ、本件通知に処分性が認められない旨の判断が既になされている。したがって、請求人主張のうち 部分 は先行審査請求事件と同一の判断対象につき重ねて判断を求めるものであって、不適法なものといわざるを得ない。また、本件通知には処分性が認められないものと言わなければならないから本件通知の取消を求める請求人の請求はいずれにせよ不適法とならざるを得ない。</p> <p>以上により、請求人の請求 部分 はいずれも不適法であるから、行審法40条1項の規定に基づき主文の通り裁決する。</p>

注) 「法」は建築基準法、「令」は建築基準法施行令、「安全条例」は東京都建築安全条例を示す。